Ⅲ　一般大気中アスベスト濃度

総合庁舎屋上にエアサンプラーを設置し、ろ紙に捕集されたアスベスト数から、大気中濃度を算定した。

１　測定地点
総合庁舎屋上（目黒区上目黒2－19－15）

２　測定日
平成27年7月15日
平成28年1月14日

３　測定方法
「アスベストモニタリングマニュアル（第4.0版）」（平成22年6月　環境省）に準じ、次のとおり試料を捕集し、アスベスト繊維数濃度等を測定した。

(1) 試料の捕集
捕集回数は平日の昼間の１回（連続4時間：吸引流量10L/min 捕集量2400L）とし、目黒区総合庁舎屋上にて、夏季と冬季の年２回実施した。（1箇所×1検体×2回）

(2) 測定方法
各回とも、はじめに下記の測定Aに示す方法で測定を実施し、その結果、1リットル当たりの総繊維数が1本を超えた場合は、測定Bに示す方法で測定を実施する。
測定A　試料の捕集後、位相差顕微鏡法による総繊維数の判定。
（1箇所×1検体×2回）
測定B　電子顕微鏡法による測定
（1箇所×1検体×（～2回））

(3) フィルターブランク
試料の捕集に使用したものと同一ロットのフィルターについて、捕集したフィルターと同様の手順で標本を作製し、フィルターブランク値を求めて、必要な補正を行った。

４　測定結果

		測定結果（本/L）	
		平成27年7月15日	平成28年1月14日
測定A（総繊維数）		0.17	0.17
測定B	アスベスト繊維数	―※	―※
	その他繊維数	―※	―※

※　測定Aでの結果が1リットルあたり１本を超えなかったため、測定しなかった。

５　その他
なお、一般大気中のアスベスト濃度には環境基準はない。
特定粉じん発生施設を設置する工場・事業場の敷地境界線における大気中濃度の基準は1Lにつきアスベスト繊維10本以下という規制（大気汚染防止法施行規則第16条の2）がある。